告示

○法務省告示第五百三十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年十一月十四日から効力を生ずる。

平成二十七年十月二十八日

法務大臣　岩城　光英

北海道利尻郡利尻町長

○法務省告示第五百三十七号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年十一月十四日から効力を生ずる。

平成二十七年十月二十八日

法務大臣　岩城　光英

長野県下伊那郡泰阜村長

○外務省告示第三百七十六号

平成二十七年十月十二日にマプトで、ナカラ市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナカラ市医療従事者養成学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十一億二千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　水谷章在モザンビーク大使

モザンビーク側　ニェレティ・ブルーク・モンドラーネ外務協力副大臣

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十七号

平成二十七年十月十二日にプライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　北原隆在カーボヴェルデ大使

カーボヴェルデ側　マリア・ドゥ・ジェズス・ヴェイガ・ミランダ外務閣外大臣

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十八号

平成二十七年十月七日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千万円

3　署名者

日　本　側　大久保武パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

世界食糧計画側　ダニエラ・オーウェン西岸・ガザ事務所代表

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十九号

平成二十七年十月十五日にアクラ（ガーナ）で、モンロビア市電力復旧計画のための贈与に関する平成二十四年十二月十三日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「二十二億三千七百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　吉村馨在リベリア大使（ガーナにて兼轄）

リベリア側　ムス・ジャトゥ・ルレ在ガーナリベリア臨時代理大使

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十号

平成二十七年十月十四日に東京で、技術協力に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十七年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

技術協力に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定

日本国政府及びパプアニューギニア独立国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済開発及び社会開発の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、パプアニューギニア独立国政府の権限のある当局は外務省である。

第三条

次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をパプアニューギニア国民に提供すること。

(b)　ＪＩＣＡからの専門家（以下「ＪＩＣＡ専門家」という。）をパプアニューギニア独立国に派遣すること。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「日本人シニア海外ボランティア」という。）をパプアニューギニア独立国に派遣すること。

(d)　パプアニューギニア独立国の経済開発及び社会開発の計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をパプアニューギニア独立国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をパプアニューギニア独立国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をパプアニューギニア独立国政府に対して行うこと。

第四条

パプアニューギニア独立国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてパプアニューギニア国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がパプアニューギニア独立国の経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡがＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団を派遣する場合には、パプアニューギニア独立国政府は、次の措置をとる。

1 (1)(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族（この協定の適用上、「家族」とは、パプアニューギニア独立国の法律に基づき又は公式にＪＩＣＡにより、配偶者、子及び扶養親族として認められる者をいう。）に対し、当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族がパプアニューギニア独立国に最初に到着した後六箇月以内に行う次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　パプアニューギニア独立国に派遣されるＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台及び日本人シニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車

(c)　パプアニューギニア独立国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族が自動車を現